

予定価格に係る積算単価の公表の試行に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、琴浦町が発注する建設工事（建築工事は除く。以下「工事」という。）の予定価格に係る積算単価公表の試行に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする工事は、競争入札又は随意契約に係るすべての工事とする。
ただし、予定価格130万円未満の工事及び予定価格に係る積算単価で鳥取県単価を準用している単価のうち、鳥取県が非公表としている単価については、対象としない。

(公表工事の決定)

第3条 公表する工事は、前条の対象工事のうち琴浦町建設工事等指名競争入札指名業者選定要綱（平成19年訓令第34号）第3条に規定する指名審査委員会（以下「審査会」という。）で決定した工事とする。

(公表工事の件数)

第4条 公表する工事は、年度末までに10件程度とする。

(公表の内容)

第5条 予定価格の作成に用いた設計書の単価額を明示した資料とする。この場合の単価額とは、資材単価と市場単価をいう。

(公表の時期)

第6条 契約の締結後速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

第7条 契約担当課において公表する。

(公表の方法)

第8条 閲覧場所に別紙様式の閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させ、閲覧に供す。写しの交付は、行わない。

2 公表された内容に関する問い合わせには、応じない。

(公表の期間)

第9条 公表する内容を記した資料は、契約を締結した日から1月間閲覧に供する。

(公表の検証)

第10条 この試行による課題等について、審査会で検証する。

(試行期間)

第11条 前条の検証結果に基づき、次年度以降継続するか否かを審査会で決定する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。